# 新型コロナウイルス関連情報(3月20日)

### 【在ニューヨーク日本国総領事館について】

当館は、3月23日(月)以降も緊急を要する方への対応を行うため開館しますが、本日のニューヨーク州知事の行政命令もふまえて、感染拡大を予防するため、NY 州に在住・滞在の方は不要不急の外出を控え、ご自宅・滞在先での待機をお願いいたします。

また、すでにご案内のとおり当館は限られた人員での対応となりますので、急を要しない 案件については、後日、状況が落ち着いてからご来館をいただきますよう、何卒ご理解とご 協力をお願いいたします。

当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html

御不明な点がありましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いします。(電話: 212-371-8222)

#### 【ロチェスターにおける一日領事館の延期について】

3月21日(土)に予定しておりましたロチェスターでの一日領事館(領事出張サービス)は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、延期することとなりました。次回の開催につきましては、現在のところ未定ですが、決まり次第当館ホームページ等でお知らせいたしますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

#### 【連邦政府及び州政府による措置等のポイント】

# ◎ (連邦政府)

・本3月20日、トランプ大統領は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、メキシコとの南部国境について、不要不急の越境を認めず、3月21日(土)から一時的に閉鎖することでメキシコと合意したことを発表しました。また、カナダとの北部国境も3月21日(土)から閉鎖されます。

# ◎ (州政府) NY 州の在宅勤務の義務付け、できるかぎりの自宅待機

・本3月20日、クオモNY州知事は、主に(1)原則として在宅勤務の義務付け、(2)できる限りの自宅待機を要請する行政命令を出すことを発表しました。この行政命令は、3月22日(日)午後8時に発効します。

- ・同州知事発表の行政命令の概要は以下のとおりです。
- 州民サービスに必要不可欠な機能に従事する者以外の全労働者は在宅勤務とする。
- 自宅に留まり、戸外の活動を真に必要な活動に限る。
- ・公共交通機関をできる限り使わない。
- 必要不可欠な食料品等の買い物は可能とする。
- レストラン (持ち帰り・宅配のみ)、食料品店,薬局,医療機関、ガソリンスタンド、ドライクリーニング、郵便局、公共交通機関などの必要機関・店舗の営業は継続する。
- 屋外の散歩や自然の中で運動はできるが、基本的には単独行動で、他の人から6フィート (約1.8m)の距離を保つ。
- 緊急ではない限り、(同居していない) 家族や友人と会うのはどのような規模であっても 控える。
- ◎ (州政府) NY 州、NJ 州、PA 州及び CT 州の一部業種の停止
- ・上の措置に先立ち、NY州、NJ州、PA州、CT州は、全ての理髪店、ネイルサロン、タトゥーショップなどのサービスについて、3月21日(土)午後8時から営業を停止する措置を講じます。
- ◎ (州政府) NJ 州の店舗閉鎖の拡大見込みの発表
- ・本3月20日、マーフィーNJ州知事は、明日3月21日(土)に、感染拡大防止のために 更なる措置を講じる予定である旨発表し、同措置には必要不可欠なビジネス以外の閉鎖を 含むことを示唆しました。
- ◎ (市) NY 市の遠隔授業、食事提供など
- ・本3月20日、デブラシオ市長は、3月23日(月)からNY市の公立学校で遠隔授業を開始することを発表しました。
- ・また、同市長は、市内435箇所で、朝食・昼食・夕食の3食分の食事を配布することを発表しました。公立学校に通っているかどうかにかかわらず、18歳以下のすべての方が、3食分の食事を一度に受け取られます。配布箇所を探すためには、877-877 宛に FOOD 又はCOMIDAと送付するか、311に電話してください。
- ・あわせて、同市長は、3月22日(日)の深夜(23日(月)未明)からマンハッタン区 とスタテン島区の間を航行するスタテン島フェリーを減便することを発表しました。

#### 【感染,予防等に関する情報】

- 1 3月20日現在,当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。(( )内は前日の数)
- ○ニューヨーク州:感染者数8,516名(5,298名),死者数44名(35名)
- ・感染者数内訳(主なエリア)

ニューヨーク市: 感染者数5, 151名(3,615名)、死者数29名

NY 市の内訳

ブルックリン区:1,518名(1,030名)

クイーンズ区:1,406名(980名)

マンハッタン区:1,314名(976名)

ブロンクス区:667名(463名) スタテン島区:242名(165名)

ウエストチェスター郡: 1,091名(798名)(ニューロシェル「封じ込めエリア: 3/15 - 25」は現在も有効)

- ○ニュージャージー州: 感染者数890名(742名), 死者数11名(9名)
- ○ペンシルベニア州: 感染者数268名(185名), 死者数1名(1名)
- ○デラウェア州:39名(30名)
- ○ウエストバージニア州:8名(2名)
- ○コネチカット州フェアフィールド郡:122名(69名), 死者数2名(2名)
- ○プエルトリコ:14名(6名)
- ○バージン諸島:3名(3名)
- 2 CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱,咳,息切れ」を挙げています。NY 市以外にお住まいの方も含め、これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください(特定の医療機関がない場合には地元保健当局等(NY市の場合は311)に電話してください)。
- CDC ホームページ: https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html また, CDC は予防措置として以下を挙げています。
- ○石けんを使用した20秒以上の手洗い(水が利用できない場合はアルコール除菌液でも可)
- ○洗っていない手で目,鼻,口を触らない
- ○症状のある人との至近距離での接触を避ける
- ○症状があるときは外出しない
- ○咳やくしゃみをする際はティッシュで口鼻を覆い、ティッシュはゴミ箱に捨てる

- ○多くの人が触った物をこまめに拭く、又は消毒する
- (2) CDC の予防措置に加えて、ニューヨーク市では更なる感染を防止するため以下のような予防措置等を呼びかけています。
- ○握手をしない
- ○風邪やインフルエンザの症状について注意深く観察する
- ○熱,咳,息切れ,喉の痛みのような症状がある場合,自宅で療養し医師に電話で相談する
- ○ニューヨーク市は移民の地位や支払い能力如何にかかわらず、適切なケアを提供する
- ○高齢者,又は,呼吸器疾患,心臓疾患,糖尿病,癌等の疾患を有する人は集会や行事に参加することをできるだけ控える
- 3 新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の対応 (ニューヨーク市のガイドライン)
- ・症状がおだやかな場合には、医師の診断や検査を受ける必要はない。自宅で療養し、他人 に感染させないように心がける。
- ・50歳以上又は持病がある場合には医師に相談する。
- ・3日-4日程度経過して症状が改善しない場合には医師に相談する。
- ・症状が出てから少なくとも7日間は家にとどまる。通常の生活にもどる場合には、解熱剤を服用することなく3日間熱がないこと、咳や喉の痛みがよくなっていることを確認する。
- ・医師の診察を受けるために外出する場合には、マスクを着用し、可能であれば私用車の後 部座席に窓を開けた状態で乗車する。
- ・呼吸困難,高熱等症状が悪化している場合には,救急病院に赴く。救助が必要な場合には 911に電話する。
- 4 在留邦人の皆様におかれては引き続き関連情報に注意して予防に努めてください。 当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しました。予防措置, 各州等 HP(ホットライン)及び日本の関連情報等を掲載しているのでご参照ください。 新型コロナウイルス関連情報: https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html
- 5 当館領事窓口のご利用にあたっては、感染リスクを少しでも軽減するため、体調がすぐれない方におかれましては、体調が回復されてから来館いただきますようお願いいたします。皆様のご理解とご協力につきまして、よろしくお願いします。

#### \*

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール/総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています(本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。)。

- 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後, (212)888-0889 までご連絡ください。 http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212) -371-8222

HP: http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/

facebook: https://www.facebook.com/JapanConsNY/

twitter: https://twitter.com/JapanCons\_NY

\*